

魚津市告示第143号

魚津市地域公共交通感染拡大防止対策支援事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和2年12月18日

魚津市長 村椿 晃

魚津市地域公共交通感染拡大防止対策支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、魚津市補助金等交付規則（平成2年魚津市規則第6号）第21条の規定に基づき、魚津市地域公共交通感染拡大防止対策支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「単線換算キロ按分率」とは、富山地方鉄道が敷設した全ての線路（軌道線路を除く）の延長に対する市内に敷設された線路の延長の比率をいう。

(補助金の交付)

第3条 市長は、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、富山地方鉄道株式会社が実施する、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号、国空環第103号）附則（令和2年7月1日国総地第34号、国総モ第16号、国鉄事第87号、国自旅第78号、国海内第29号、国空自第414号。）第2条に規定する地域公共交通感染症拡大防止対策事業の対象となる事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(補助対象路線)

第4条 補助対象路線は次のとおりとする。

- (1) 補助対象鉄道路線 富山地方鉄道本線、立山線及び上滝線をいう。
- (2) 補助対象バス路線 富山地方鉄道東蔵線及び黒沢・大沢線をいう。

(補助対象経費及び補助率等)

第5条 この補助金の補助対象経費及び補助率は、次の表によるものとする。

補助対象路線	補助対象経費	補助率
富山地方鉄道本線、 立山線及び上滝線	感染症拡大防止対策のための設備等の導入等に要する費用（車両における抗菌・抗ウイルス・換気対策、駅の衛生対策、車内の密度を上げないように配慮した実証運行等）	1 / 4 に単線換算キロ按分率を乗じたもの
富山地方鉄道東蔵線 及び黒沢・大沢線		1 / 4

2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を申請しようとする者は、魚津市地域公共交通感染拡大防止対策支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- （1） 事業計画書
- （2） 収支予算書
- （3） その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

第7条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否について決定し、当該申請者に通知するものとする。

（交付条件）

第8条 前条に規定する補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業を実施するに当たり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1） 補助事業の内容又は補助事業に要する経費の配分を変更（次条に規定する軽微な変更を除く。）しようとするときは、市長の承認を受けること。
- （2） 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、市長の承認を受けること。
- （3） 補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

（軽微な変更）

第9条 前条第1号の規定による軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更とする。

- （1） 事業目的を変更すること。
- （2） 補助対象経費の20パーセント以上の変更をすること。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは魚津市地域公共交通感染

拡大防止対策支援事業費補助金実績報告書（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- （1） 事業実績書
- （2） 収支決算書
- （3） その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条に規定する実績報告書の提出を受けたときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

（交付決定の取消し）

第12条 市長は、補助事業者が補助金を他の用途に使用する等その補助事業に関して補助金の交付決定の内容、又はこれに付した条件に違反したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（補助金の返還）

第13条 市長は、前条の規定により、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

（書類の整備等）

第14条 補助事業者は、補助金と補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした帳簿その他証拠書類を整理し、当該補助事業完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しておかなければならない。

（細則）

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、公表の日から施行し、令和2年5月27日から適用する。

（この告示の失効）

- 2 この告示は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。